

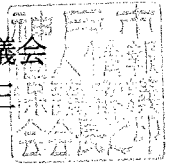
答 申 7 3 8 号

平成 31 年 3 月 26 日



神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 31 年 3 月 18 日付け
神保高国第 4541 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
フレイルチェック情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 65 歳以上の市民に対して、口腔機能の低下を早期に発見することを目的としてオーラルフレイルチェックを実施するため、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課が保有する平成 30 年度のフレイルチェック受診者情報及びフレイルチェック結果を利用することは、フレイルの前駆症状であるオーラルフレイルの予防のための、効率的・効果的な保健指導と介護予防事業の実施及び施策の企画立案に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
フレイルチェック情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

平成30年度に65歳、66歳でフレイルチェックを受診した者に係る以下の情報

【受診者情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【フレイルチェック結果】

受診票・質問票への回答

- ・日常生活動作
- ・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能

体力測定結果

要介護リスク評価



答 申 7 3 9 号

平成 31 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 31 年 3 月 26 日付け
神戸参住第 2021 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 65 歳の神戸市民に対して、口腔機能の低下をチェックするオーラルフレイルチェック
事業を案内するに当たり、市民参画推進局参画推進部住民課が保有する住民基本台帳情
報を利用することは、事業対象者の正確な把握と受診の勧奨に寄与するものであり、市
民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切か
つ慎重に取り扱わなければならない。

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】(当該オーラルフレイルチェック事業の実施年度末3月31日現在で65歳(予定)の者について)

- ・郵便番号
- ・住所(漢字)
- ・氏名(漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名(漢字・カナ)
- ・生年月日
- ・性別



答 申 第 7 4 0 号

平成 31 年 3 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 18 日付け神保保第 1792 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 オーラルフレイルチェック事業の実施に当たり、こうべ健康いきいきサポートシステムにおいて、①平成 30 年度に 65 歳、66 歳でフレイルチェックを受診した者に係る受診者情報及びフレイルチェック結果を、平成 31 年度オーラルフレイルチェック結果と突合処理を行うこと、②オーラルフレイルチェックシステムを構築し、平成 32 年度以降のオーラルフレイルチェック事業に係る対象者情報、受診者情報、及びチェック項目・結果を蓄積・分析することは、オーラルフレイル予防のための、効率的・効果的な保健指導と介護予防事業の実施及び施策の企画立案に寄与するものであり、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

オーラルフレイルチェック事業の実施に伴う
個人情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第11条第2項に該当するもの

【対象者情報】 (当該オーラルフレイルチェック事業の実施年度末 3 月 31 日現在で 65 歳 (予定) の者を住民基本台帳情報より抽出)

- ・郵便番号
- ・住所 (漢字)
- ・氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・通称名 (漢字・カナ)
- ・生年月日
- ・性別

【オーラルフレイルチェック受診者情報】

- ・氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【オーラルフレイルチェック項目・結果】

◎受診票結果・質問票への回答

- ・歯の状態、咬合の状態
- ・口腔衛生状況
- ・咀嚼機能
- ・舌・口腔機能
- ・嚥下機能
- ・口腔乾燥
- ・粘膜の異常
- ・歯周組織の状況

平成 30 年度に 65 歳、66 歳でフレイルチェックを受診した者に係る以下の情報

【受診者情報】

- ・氏名 (漢字・カナ・アルファベット)
- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号
- ・実施日
- ・実施場所

【フレイルチェック結果】

◎受診票・質問票への回答

- ・日常生活動作
- ・もの忘れ
- ・運動機能
- ・栄養状態
- ・身長・体重・BMI・腹囲
- ・口腔機能
- ・こころの健康
- ・あたまのはたらきと日常生活機能
- ・こころとからだの健康度

◎体力測定結果

◎要介護リスク評価